



三重県公報

令和6年12月13日（金）

第 575 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	企業庁管理規程		
6	三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	2
	告 示		
839	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	2
840	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	2
841	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退	(同)	3
842	漁船損害等補償法の規定による同意を求める旨の事前届出及び指定漁船調書縦覧	(水 産 振 興 課)	3
843	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	3
844	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	5
845	河川区域の変更及びその関係図面の縦覧	(河 川 課)	5
846	河川区域の変更により廃川敷地等が生じた旨及びその関係図面の縦覧	(同)	5
	海 調 委 告 示		
7	三重海区におけるうみがめ等の採捕についての指示	(海区漁業調整委員会)	6
8	三重海区におけるくろまぐろ養殖業についての指示	(同)	6
	企 業 庁 告 示		
1	三重県公営企業の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示	(企 業 庁)	7
	公 告		
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	8
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	8
	都市計画の変更案の縦覧	(都 市 政 策 課)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	8
	特 定 調 達 公 告		
	一般競争入札を行う旨	(斎 宮 歴 史 博 物 館)	9

企業庁管理規程

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和六年十二月十三日

三重県企業庁長 河 北 智 之

三重県企業庁管理規程第六号

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁会計規程（平成十九年三重県企業庁管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十二号様式（その一）から第十二号様式（その四）までの規定中「中京銀行」を「あいち銀行」に改める。

附 則

- 1 この管理規程は、令和七年一月一日から施行する。
- 2 この管理規程の施行前に改正前の三重県企業庁会計規程の規定に基づき作成されている用紙は、期間の満了の調整をして使用する事ができる。

告 示

三重県告示第 839 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 12 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 月 日
薬局	宮後ひよこ薬局	伊勢市宮後 3 丁目 2-11		薬局	令和 6 年 11 月 1 日
薬局	村田調剤薬局鶴方店	志摩市阿児町鶴方 3009-34		薬局	令和 6 年 11 月 1 日
薬局	村田調剤薬局うらのほし店	伊勢市常磐 2 丁目 6-27		薬局	令和 6 年 11 月 1 日
薬局	村田調剤薬局大台店	多気郡大台町佐原宮前 457-21		薬局	令和 6 年 11 月 1 日
薬局	村田調剤薬局ハート店	伊勢市御薗町長屋 2002-1		薬局	令和 6 年 11 月 1 日
薬局	村田薬局ハロー店	鳥羽市大明西町 1-1		薬局	令和 6 年 11 月 1 日
薬局	ダリヤ元町薬局	四日市市元町 4-8		薬局	令和 6 年 11 月 1 日
薬局	さんあい薬局株式会社東員店	員弁郡東員町大字長深字屋敷 885-5		薬局	令和 6 年 12 月 1 日
病院・診療所	医療法人博仁会 やばせクリニック	鈴鹿市神戸三丁目 17-30	内科	腎臓	令和 6 年 12 月 1 日
訪問看護	紀宝町訪問看護ステーション	南牟婁郡紀宝町鶴殿 1190 番地		訪問看護	令和 6 年 11 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション ゆあん	桑名市長島町福吉 154 番地		訪問看護	令和 6 年 12 月 1 日

三重県告示第 840 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 6 年 12 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
薬局	スギヤマ調剤薬局ときわ店	スギヤマ薬局ときわ店	スギヤマ調剤薬局ときわ店		薬局	令和 6 年 12 月 1 日
		四日市市城西町 15-38	四日市市城西町 15-39			
薬局	みよの台薬局狛師町店	志宝薬局	みよの台薬局狛師町店		薬局	令和 6 年 12 月 1 日
病院・診療所	津のまち矯正歯科	津市栄町四丁目 56 番地	津市栄町四丁目 599 番地	矯正歯科	歯科矯正	令和 6 年 10 月 26 日

三重県告示第 841 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

令和 6 年 12 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞退年月日
病院・診療所	四日市ヘルスプラス診療所	四日市市下海老町平野 52-1	人工透析内科	腎臓	令和 6 年 11 月 30 日

三重県告示第 842 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 6 年 12 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
三重県北牟婁郡紀北町海野 296	野呂 考壽	海野	三重外湾漁業協同組合
三重県北牟婁郡紀北町三浦 295-6	氏原 偉	海野	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 6 年 12 月 13 日から同月 27 日まで

(2) 縦覧場所

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦 3 三重外湾漁業協同組合

三重県告示第 843 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 12 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 421 号

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
いなべ市員弁町大泉新田字北八畝割 1842 番地先から いなべ市員弁町北金井字吉備川 2551 番 1 地先まで	旧新	12.9～35.9	1762.5	令和 6 年 12 月 25 日
		12.5～35.9	1762.5	

第 2

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 四日市員弁線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
いなべ市員弁町員弁川右岸堤防敷地先から いなべ市員弁町北金井字富山 1637 番 81 地先まで	旧	12.0～34.4	1278.3	令和 6 年 12 月 25 日

第 3

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 大泉多度線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
いなべ市員弁町大泉字下中島 106 番 1 地先から いなべ市員弁町西方字城屋敷 360 番地先まで	新	4.6～29.0	554.1	令和 6 年 12 月 25 日

第 4

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 306 号

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
鈴鹿市津賀町字南山 1731 番 64 地先から 亀山市両尾町字南岩之谷 3360 番 2 地先まで	新	24.0～371.2	6488.2	令和 6 年 12 月 13 日

第 5

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 306 号

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
亀山市川崎町字下川原 5428 番地先から 亀山市川崎町字瀬達 5281 番地先まで	新	31.5～81.2	546.6	令和 6 年 12 月 13 日

第 6

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 辺法寺加佐登停車場線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
亀山市川崎町字瀬達 5300 番地先から 亀山市川崎町字瀬達 5279 番地先まで	旧新	9.8～15.4	234.3	令和 6 年 12 月 13 日
		12.0～43.0	234.3	

第 7

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 阿児磯部鳥羽線

3 道路の区域

区 間	旧新	敷地の幅員	延長 メートル	区域変更
-----	----	-------	---------	------

	の別	メートル		の 期 日
鳥羽市浦村町字大吉鍛冶谷 1558 番 20 地先から 鳥羽市浦村町字大吉御堂後 1552 番 6 地先まで	旧新	3.7～10.5	93.9	令和 6 年 12 月 13 日
		17.5～34.0	93.9	

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上野名張線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
伊賀市上神戸字突保池 3550 番地先から 伊賀市上神戸字深狭間 4578 番 19 地先まで	旧新	12.6～40.2	908.6	令和 6 年 12 月 13 日
		12.0～35.4	908.6	

三重県告示第 844 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 12 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 421 号	いなべ市員弁町大泉新田字北八畝割 1840 番 2 地先から いなべ市員弁町北金井字銀山 2131 番地先まで	令和 6 年 12 月 25 日
県道 仁田多気停車場線	多気郡多気町四神田字みそこ 654 番 2 地先から 多気郡多気町四神田字みそこ 663 番地先まで	令和 6 年 12 月 16 日
県道 安乗港線	志摩市阿児町国府字阿し原 1631 番 1 地先から 志摩市阿児町国府字大山田 1054 番 24 地先まで	令和 6 年 12 月 13 日

三重県告示第 845 号

河川区域の指定（昭和 50 年三重県告示第 713 号）により指定した二級河川赤羽川水系田山川について、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 4 項の規定により河川区域を変更しました。

なお、河川区域の変更に係る関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県尾鷲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 6 年 12 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県告示第 846 号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定により、次のとおり公示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県尾鷲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 6 年 12 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 河川の名称
二級河川赤羽川水系田山川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和 6 年 12 月 13 日
- 3 廃川敷地等の位置
右岸 北牟婁郡紀北町東長島字小谷ノ谷 1581-2 地先
左岸 北牟婁郡紀北町東長島字男谷 1576-9 地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 791.32 ㎡

海 調 委 告 示**三重海区漁業調整委員会告示第7号**

三重海区におけるうみがめ等（うみがめ科3種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）及びその卵をいいます。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和6年12月13日

三重海区漁業調整委員会会長 小 川 和 久

1 採捕の制限

三重海区においては、うみがめ等の採捕をしてはなりません。ただし、2に掲げる者が採捕する場合であつて三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）の承認を受けたときは、この限りではありません。

2 承認の対象

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者としします。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者

3 承認の条件

委員会は、承認をするに当たり次の条件を付けるものとしします。

- (1) 承認を受けた者は、採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含みます。）の譲渡又は販売をしてはなりません。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

4 承認証の携帯

承認を受けた者は、うみがめ等を採捕しようとする場合には、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければなりません。

5 報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければなりません。

6 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがあります。

7 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

8 意図しない捕獲等によるうみがめ等の所持又は販売の禁止

承認を受けないで採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含みます。）の所持又は販売をしてはなりません。

9 適用除外

市町独自のうみがめ等の保護条例を制定している場合は、その内容の範囲で、当委員会指示の適用を除外します。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年1月1日から同年12月31日までとします。

三重海区漁業調整委員会告示第8号

くろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和6年12月13日

三重海区漁業調整委員会会長 小 川 和 久

1 天然種苗の活込尾数の制限

次の表の左欄に掲げる区画漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込みをする数量の合計は、右欄に掲げる活込尾数を超えてはなりません。

区画漁業権	活込尾数
-------	------

三重区第 1501 号	16 千尾
三重区第 1502 号 (漁場区域 2)	8 千尾
三重区第 1503 号	30 千尾

2 天然種苗の活込みをした数量の報告

1 の表に掲げる区画漁業権を行使する者は、次の表の左欄各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる集計の日ごとに当該日が属する月、旬又は当該日における天然種苗の活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、同表の右欄に掲げる報告の期限までに三重海区漁業調整委員会(以下「委員会」といいます。)に報告しなければなりません。ただし、1 年当たりの活込みをした数量の合計が 1 に掲げる活込尾数の 8 割の数量に到達したときは、当該到達の日から当該到達の日が属する年の末日までの間、それぞれ天然種苗の活込みをした日ごとに当該日における活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、当該日から 3 日以内に委員会に報告しなければなりません。

期間の区分	集計の日	報告の期限
(1) 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間	月の末日	7 月 10 日まで
(2) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間	旬の末日	当該旬が属する月の翌月の 10 日まで
(3) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間	活込みをした日	当該日から 3 日以内

3 取扱要領

この指示で定めるもののほか、活込みをした数量の報告及び確認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとします。

企 業 庁 告 示

三重県企業庁告示第 1 号

三重県公営企業の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定（平成 9 年三重県企業庁告示第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 1 月 1 日から施行します。

令和 6 年 12 月 13 日

三重県企業庁長 河 北 智 之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
指定金融機関の別	指定した者	指定金融機関の別	指定した者
(略)	(略)	(略)	(略)
同上	株式会社あいち銀行	同上	株式会社中京銀行

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 6 年 12 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

員弁川用水第二土地改良区（員弁郡東員町大字中上 3268 番地）

退任理事

員弁郡東員町大字中上 1001-1 番地

平 野 賢 男

就任理事

員弁郡東員町大字中上 454-2 番地

早 川 齊

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和 6 年 12 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 6 年 12 月 2 日から令和 7 年 3 月 14 日まで
- 3 作業地域
四日市市中野町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 11 月 29 日に終了した旨、鈴鹿市長から通知がありました。

令和 6 年 12 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業地域
鈴鹿市西条一丁目

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和 6 年 12 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画道路
3・3・91 号北勢バイパス
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課、四日市市都市整備部都市計画課、神前地区市民センター、川島地区市民センター、四郷地区市民センター、内部地区市民センター及び小山田地区市民センター
- 4 縦覧期間
令和 6 年 12 月 13 日から同月 27 日まで

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 12 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 12 月 2 日	亀山市亀田町字甲田 473-4 の一部ほか 1 筆ほか	鈴鹿市阿古曾町 31-5 株式会社伊勢土木

		代表取締役 田上 顕也
令和 6 年 12 月 2 日	三重郡川越町大字南福崎字大正割 893-1	鈴鹿市桜島町 7 丁目 16-3 株式会社第一不動産販売 代表取締役 安田 武史
令和 6 年 12 月 3 日	三重郡川越町大字当新田字出口 192	桑名市松ノ木 5 丁目 16-2 酒井 慶子

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 6 年 12 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和 6～9 年度 斎宮歴史博物館清掃業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

調達説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）により提供します。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日（金）までとします。

ただし、契約の履行期間は、令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 10 年 3 月 31 日（金）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県多気郡明和町竹川 503 斎宮歴史博物館

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本件入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 6 条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の選任技術者として選任できること。

カ 過去 5 年間に、事務所等の建築物で延べ面積 3,000 ㎡以上の規模のものにおいて、通算 3 年以上の清掃業務の履行実績（6 か月以上継続の清掃業務実績を含みます。）があること。

キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。

3 入札に関する事項

(1) 本件入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により

入札に参加することもできます。

- (2) 本件入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)の申請をするまでに 13 の調達システム利用登録申請を担当する所属に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本件入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（ICカード使用届）は不要とします。

- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより本件入札の 4(1)の申請をした後は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、本システムより(1)の競争入札参加資格確認申請を 12(2)の方法により行い、2(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。

また、書面により入札する者にあつては、(1)の競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）を提出し、2(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、書面により入札することができます。書面による入札書提出方法については、12(5)をご確認ください。

なお、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を 12(7)の締切日時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について説明をお願いする場合があります。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 2(2)カを証明する書類（技術提案書の契約実績において確認できる場合は不要です。）
- (5) 2(2)キを証明する書類

5 技術提案書の作成について

- (1) 評価基準表及び評価項目に関する調書に基づき、技術提案書作成要領を参照のうえ作成してください。
- (2) 提出部数は、2 部（正本 1 部及び複写用の副本 1 部）とします。
- (3) 原稿サイズは、A4 を基本（当該業務に係る従事予定計画表等で A4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね 300 ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本にしてください（製本テープ等で留めないでください。）。)
- (4) 正本、副本ともに目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。)
- (5) 製本の編綴順序は、評価基準表の評価項目順序のとおりとしてください。
- (6) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。
- (7) 契約締結後に提出する業務計画書において、次に掲げる業務関係者は、技術提案書に掲載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

- (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される清掃従業員の平均実務経験年数は、技術提案書に記載された平均実務経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて 3 名

以内とします。また、経営状況の説明を求める場合がありますので、選任予定の建築物環境衛生管理者以外に、経営状況について説明できる方の出席をお願いします（なお、建築物環境衛生管理技術者が経営状況を説明できる場合は除きます。）。

なお、詳細は12(4)に示す日程・方法により実施します。

- (2) 選任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点となります。
- (3) 提出された技術提案書の研修体制（規定）、研修実績、実施計画書、いずれかの提出が無い場合は、提案書聴取を実施せず、技術評価点を0点とします。また、技術評価点が0点となった場合は、落札候補者としません。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札の後、無効とし、落札者としません。

7 落札者の決定方法

- (1) 別記「落札者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

8 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で申込をした者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に100分の110を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格を下回る額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り、）へ同様の調査を実施するものとします。この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約は、14に記載する所属で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ます。

11 その他

- (1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)にある締切日時までに行うものとします。
※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。
- (2) 本件入札の事項その他に疑義がある場合は、入札事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則及び三重県電子調達システム（物件等）運用基準等に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。
また、入札等に関する経費においても同様とします。
- (11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑等の提出締切日時

令和6年12月24日（火）12時までに、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、14に記載する所属へ書面（FAX可）により質疑申請を行ってください。

なお、質疑を送付した際は、お手数ですが、別途電話連絡をお願いします。

質疑の回答は、令和7年1月7日（火）16時までに、調達システムの「質問回答」又は「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

質疑申請提出の有無に関わらず、入札書提出前には必ず質疑申請の回答状況を確認してください。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

令和7年1月14日（火）12時までに、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」に必要事項を記載し、14に記載する所属に郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、調達システムによる競争入札参加資格確認申請の場合、令和7年1月24日（金）16時までに調達システム上で通知を行います。また、書面による競争入札参加資格確認申請の場合、令和7年1月24日（金）16時までに通知書を発送します。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から令和7年2月6日（木）12時までに、14に記載する所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に記載する所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送とする場合は封筒等の宛名面に「令和6～9年度斎宮歴史博物館清掃業務委託技術提案書等在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和7年2月14日（金）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、そのうち説明は15分以内とします。

エ 出席者は、選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含め3名以内とします。

(5) 入札書提出の締切日時及び方法

令和7年2月20日(木)10時までに調達システムで提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

オ その他不備があるとき(記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの等)

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。

また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務が生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差し替え、再提出は認めません。

(再度入札を行う場合) 別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、「一般書留郵便又は簡易書留郵便」により、令和7年2月20日(木)10時までに、下記に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

(指定する郵便局)

三重県多気郡明和町斎宮北野 3815-4 明和郵便局

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

指定する郵便局の郵便番号: 515-0399

指定する郵便局の住所: 三重県多気郡明和町斎宮北野 3815-4

指定する郵便局: 明和郵便局留め

受取人: 斎宮歴史博物館 総務課

案件名: 令和6~9年度 斎宮歴史博物館清掃業務委託 入札書在中

※ 入札書には入札価格並びに入札者の住所及び氏名(法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じです。)を記入してください。

入札者は、入札書を封筒に入れ封印し、氏名、住所、案件名等を表記してください。

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和7年2月20日(木)10時30分

場所 14に記載する所属

※ 入札書を提出された事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、14に記載する所属に、開札日の5日前(土日祝日を除きます。)までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあっては、令和7年2月27日(木)12時までに4(2)から(5)までの書類を14に記載する所属へ提出してください。ただし、再度入札を行った場合は、別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785 F A X 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒515-0325 三重県多気郡明和町竹川503

斎宮歴史博物館 総務課 担当 野呂

電話 0596-52-3800 F A X 0596-52-3724

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of Saiku Historical Museum

(2) Bid Submission Deadline:

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Thursday, February 20, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M. on Thursday, February 20, 2025.

(4) Managing Authority:

Saiku Historical Museum

503 Takegawa, Meiwa-cho, Taki-gun, Mie Prefecture, 515-0325, Japan

TEL:0596-52-3800

別記「落札者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 ≤ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について 200 点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 = $200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 評価基準額とは、価格評価を行うための基準として定めた額です。

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」、「技術評価点」の算出は、小数点以下を切り捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、当該入札者にくじ引きにて落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1 : 1.2 とし、「価格評価点」200 点、「技術評価点」240 点の計 440 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目

価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件	研修体制	164	48
		履行体制及び品質保証取組		80
		苦情処理		10
		検査体制		14
		顧客満足度向上への取組		12
	企業要件	契約実績	40	10
		従業員の雇用		10
		次世代育成支援活動		10
		地域社会貢献活動		10
	全般	業務の取組姿勢	36	36
合 計			440	440

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
